

タックス・フラッシュ

2009年 第2号

2009年 2月19日

< 本号の項目 >

- ・ **一括承認手続き、第25条月次前払法人税（PPh25）の減額** 2009年1月から6月までの第25条月次前払法人税につき、半自動的な割引が利用できる。残りの6カ月については、第25条の減額手続きが簡易化された。
- ・ **社債利息の税金の15%に減額** 2009年1月1日より、社債利息の税金は20%から15%に減額された。
- ・ **2009年、財政刺激策での政府負担の税金** 政府は、71兆3千億ルピアの財政刺激策を国会に提案した。この刺激策には、一般税金カットが43兆ルピアと、政府が負担する税金並びに輸入関税が13兆3千億ルピアである。

一括承認手続き、第25条月次前払法人税の減額

流動性の逼迫についての関心が高まる中で、国税総局（以下、DGTという）は、近時、2009年の第25条月次前払法人税（以下、PPh25という）の減額を求める納税者を支援する2つの譲歩を発表しました。最初の譲歩として、標準的なPPh25の25%までの半自動的な割引を2009年の1月から6月の期間に認めました。この割引は自動的に適用されるものではありませんが、割引を求める納税者は書面でDGTに通知を行う必要があるだけです。

第2半期については、DGTはPPh25の減額を適用する簡易化された手続きを発表しました。DGTは納税者がなした減額要求に、15営業日以内に回答しなければなりません。もし、15日以内にDGTからの何も決定がない場合、申請は承認されたとみなされます。（このことは、2009年2月11日付で発行された国税総局規則、2009年第10号Per10/PJ/2009に記載されています。）

この譲歩は、銀行、国営企業、上場企業と定期的な財務諸表を発行することが法律上要求される企業を除く、全ての企業が利用できます。これらの企業（銀行、国営企業、上場企業と定期的財務諸表を発行することが法律上要求される企業）は、その定期財務諸表に基づいて、一年のうち定期的に（四半期毎か、半期毎か）PPh25を決定しなければなりません。

半自動的な割引

国税総局（DGT）はこの割引のために、特に何の承認手続も規定していません。割引を求める企業は税務署（KPP）に、希望する割引の金額と共にその標準的な第25条の計算を記載した通知を提出することが要求されます。その希望する割引が通知に添付される2009年の税金債務の予想と一致している場合には、自動的に承認が与えられるようです。標準様式があり、これを使って予想される税務債務の計算ができます。割引を求める通知は、2009年4月30日までに提出されなければなりません。

事実上、これは、納税者が、自動的に、即ち、何ら却下されること無く2009年の前半期の第25条次前払法人税（PPh25）の25%減額を求める能够性を意味しています。従って、この譲歩を受ける資格のある、2009年の第25条次前払税金債務がある納税者は全て、25%の減額を要求すべきです。

2008年の法人税申告書（CITR）をまだ提出していない会社は、2008年12月のPPh25の金額を、2009年前半期の標準的なPPh25として使う必要があります。2008年のCITRが、この減額申請の前に提出されている場合は、CITRに記載される第25条次前払納税額を標準的なPPh25の金額として使うことができます。2009年1月から6月の第25条次前払納税額は、標準的なPPh25様式に、希望する割引を適用することで決定されます。

2009年7月から12月までの第25条次前払納税

25%の割引が利用できるとしても、会社は、その日までのPPh25の支払額、及びその他の前払法人税額（第22条輸入に係わる前払税金、第23条源泉徴収税、第24条海外で源泉される前払税金）を含めた金額が2009年の法人税予想金額を越えることが、その年のどこかで判明するかもしれません。それゆえ、年の後半でPPh25の一層の減額をもらえない税金過払いが避けられなくなります。

そのような状況に直面している会社は、2009年7月から12月までのPPh25の減額を申請できます。しかしながら、少なくとも会社はその申請書の中で、2009年の予想所得税額が、現在のPPh25の計算の元として使われた名目税金額の75%以下となることを具体的に説明できなければいけません。2009年の予想所得税額は、その申請の直前月までの会社の収益とその年の残りの期間の予想収益を考慮しなければなりません。申請のための標準様式があります。

申請書には、会社にとって妥当と考えられるPPh25の金額を記載し、2009年6月30日までに提出しなければなりません。DGTはそれが受理されてから15日営業日以内にその申請

についての決定をしなければなりません（通常手続きでは、DGT は 30 日以内に決定をする義務があります）。

会社が 2009 年 6 月 30 日までに PPh25 の減額申請を提出しない場合、通常の手続きに従つて決定された、標準的な PPh25 の支払金額を 2009 年 7 月から 12 月まで払わなければなりません。

社債利息の税金の 15% 減額

2009 年 1 月 1 日より、社債利息は 15% の最終税金（源泉分離課税）が課税されます、以前に適用されていた 20% から減率されました。この新税率は、社債利息がインドネシア居住者または外国企業のインドネシアの恒久的施設（PE）によって得られた場合に適用されます。非居住者が社債利息を得た場合の税率は 20% であり、租税条約が適用できる場合には減率を受けられます。

資本市場及び金融機関監督機関（PAPEPAM-LK）に登録済みのインドネシア投資信託は、引き続き 2010 年まで社債利息の税金免除を享受できます。その後、2011 年から 2013 年は社債利息 5% の税金が掛けられ、2014 年以降では、その特権はもはや無くなり通常の最終税金 15% を払う必要があります。

上記の税務取り扱いの適用される社債のタイプにもう一つの変更があります。過去では、そのような取引は「売買取引目的」の社債についてのみ適用されていました。この問題に扱った政府規則 2009 年 16 号では、売買取引目的の条項を除外しました。今後の施行細則にて詳細な説明が規定されると期待されますが、「売買取引目的」の要求がもはやこの減率措置には不要なことは明らかです。

2009 年財政刺激策での政府負担の税金

政府は、今月始めに国会に提出した 2009 年の政府予算修正で総額 71 兆 3 千万ルピア（6 百 50 万米ドル）の財政刺激策を発表しました。この財政刺激策には、一般所得税減税 43 兆ルピア、税金及び輸入課徴金の政府負担 13 兆 3 千万ルピア、インフラ投資 7 兆 7 千万ルピアが含まれています。残りの 7 兆 3 千万ルピアはガソリン・電力等の補助金と小規模事業活動への財政支援です。

一般所得税減税の 43 兆 3 千万ルピアは主に、2009 年から施行される 2008 年所得税法の改正（2008 年法律第 36 号）で規定される税率の引き下げ等の変更であります。法人税率は最高税率 30% の累進税率から減率され、28% の一律課税となっています。個人所得税の累進税率は最高税率が 35% から 30% に大幅に減率されています。一定の条件を満たす公開会社と中小企業に提供される特別減税もこの一般減税の一部です。

政府負担の税金は政府負担の付加価値税（VAT）と政府負担の従業員所得税からなります。前者は総額 3兆 3 千万ルピアが石油・ガス地熱発電の上流分野と低価格のパームオイルの配給に向けられています。これらは 2008 年 12 月に発行された財務省規則第 230, 231, 242 号（230/PMK,11/2008, 231/PMK.011/2008, 242/PMK.011/2008）に規定されています。

政府負担の従業員所得税に関する施行細則はまだ発行されていません。政府は、この財政刺激パッケージ（総額 6兆 5 千万ルピア）は主に経済の低迷により大きな打撃を受けた労働集約型産業に向けられると示しています。

ご質問等の連絡先、PWC の各専門家へ、その 1

アリ・マルディ ali.mardi@id.pwc.com	ティム・ワトソン tim.watson@id.pwc.com
アンソニー・アンダーソン anthony.j.anderson@id.pwc.com	アリ・ウидド ali.widodo@id.pwc.com
アントン・マニック anton.manik@id.pwc.com	アイ・ティン・ファン ay.tjhing.phan@id.pwc.com
エンゲリン・シアギアン engeline.siagian@id.pwc.com	ヘル・スプリヤント heru.supriyanto@id.pwc.com
リリー・チタデウィ lili.tjitatadewi@id.pwc.com	ポール・ラマン paul.raman@id.pwc.com
マギー・マーガレット margie.margaret@id.pwc.com	ジム・マクミラン im.f.macmillan@id.pwc.com
ヌルヤディ・ムルショディワルノ nuryadi.mulyodiwarno@id.pwc.com	レイ・ヒエディフン ray.headifen@id.pwc.com
ロベルトス・ウィナルト robertus.winarto@id.pwc.com	ヘンドラ・リー hendra.lie@id.pwc.com

ご質問等は、ジャパンデスクの北村浩太郎 hirotaro.kitamura@id.pwc.com、もしくは割石俊介 shunsuke.wariishi@id.pwc.comまで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容により PWC の各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ / プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers,

Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6

Jakarta 12920, INDONESIA ,

Telephone. +62 21 521 2901,

Fax. +62 21 52905555,

お断り、

この日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。(英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。)

また、作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、ここに記載している問題が発生した場合は、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。